内閣官房令・省令

○内閣官房・厚生労働省令第一号

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成二十年法律第八十二号）第十一条の二第一項の規定に基づき、ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第十一条の二第一項の規定による国立ハンセン病療養所医師等の兼業等に関する規則を次のように定める。

令和元年十一月二十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三
厚生労働大臣　加藤　勝信

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第十一条の二第一項の規定による国立ハンセン病療養所医師等の兼業等に関する規則

（法第十一条の二第一項に規定する内閣官房令・厚生労働省令で定める施設）

第一条　ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成二十年法律第八十二号。以下「法」という。）第十一条の二第一項に規定する内閣官房令・厚生労働省令で定める施設は、次に掲げる施設とする。

一　労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第十三条第一項に規定する産業医を選任すべき事業場

二　精神保健指定医として職務を行う施設

三　その他厚生労働大臣が内閣総理大臣と協議して定める施設

（所外診療の承認）

第二条　厚生労働大臣は、法第十一条の二第一項の規定により所外診療の承認の申請を受けたときは、次に掲げる要件の全てに該当すると認める場合に限り、当該所外診療を行うことを承認することができる。

一　法第七条及び第八条第二項に定める療養に必要な能力の維持向上に資するものであること。

二　兼業による著しい疲労その他の身体上又は精神上の理由により、職務の能率的な遂行に悪影響を及ぼすおそれがないこと。

三　兼業することが、国家公務員としての信用を傷つけ、又は官職全体の不名誉となるおそれがないこと。

四　正規の勤務時間において、勤務しないこととなる場合においては、公務の運営に支障がないこと。

（所外診療の承認の申請）

第三条　所外診療の承認の申請は、次に掲げる事項を記載した書面によらなければならない。

一　国立ハンセン病療養所医師等の氏名、現住所及びその占める官職並びにその属する職務の級

二　国立ハンセン病療養所医師等の正規の勤務時間

三　所外診療先及びその職名

四　所外診療先における勤務時間、勤務の内容及び所外診療の予定期間

五　国立ハンセン病療養所医師等がその正規の勤務時間において、勤務しないこととなる必要の有無及びその内容

六　国立ハンセン病療養所医師等が報酬を得て、所外診療を行う場合には、その金額

七　所外診療を必要とする理由

八　その他参考となる事項

（承認台帳の整備）

第四条　厚生労働大臣は、国立ハンセン病療養所医師等の所外診療の承認に関する台帳を備え、これに次に掲げる事項を記載するものとする。

一　所外診療を承認した年月日

二　国立ハンセン病療養所医師等の氏名及びその占める官職並びにその属する職務の級

三　所外診療先及びその職名

四　所外診療の予定期間

附　則

この命令は、ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第五十六号）の施行の日（令和元年十一月二十二日）から施行する。

省令

○厚生労働省令第七十三号

ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律（令和元年法律第五十五号）第二条第二項第三号及び第六条、第十一条並びに第二十九条の規定に基づき、ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律施行規則を次のように定める。

令和元年十一月二十二日

厚生労働大臣　加藤　勝信

ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律施行規則

（法第二条第二項第三号の厚生労働省令で定める者）

第一条　ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律（令和元年法律第五十五号。以下「法」という。）第二条第二項第三号の厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　ハンセン病元患者の事実婚配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者をいう。次号及び次条において同じ。）の一親等の血族

二　ハンセン病元患者の一親等の血族の事実婚配偶者

（法第二条第二項第六号の厚生労働省令で定める者）

第二条　法第二条第二項第六号の厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　ハンセン病元患者の事実婚配偶者の二親等の血族

二　ハンセン病元患者の二親等の血族の事実婚配偶者

（法第六条の厚生労働省令で定める金銭の支払）

第三条　法第六条の厚生労働省令で定める金銭の支払は、法第一条に規定する補償金（次条第一項第四号イを除き、以下単に「補償金」という。）の支給を受けようとするハンセン病元患者家族が既にハンセン病の患者であった者として国から受けた金銭の支払であって、次に掲げるものとする。

一　ハンセン病に係る国家賠償法（昭和二十二年法律第百二十五号）による損害賠償

二　ハンセン病に係る裁判上の和解（ハンセン病の患者であった者と国との間で合意された平成十三年七月二十三日付けの基本合意書又は平成十四年一月二十八日付けの基本合意書に基づく裁判上の和解をいう。次条において同じ。）に基づく金銭の支払

（補償金の請求）

第四条　法第十一条第六号の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第九条第一項の補償金の支給の請求（以下単に「請求」という。）をする者の性別、生年月日及び電話番号

二　請求に係るハンセン病元患者の生年月日（これが明らかでない場合はその時期とし、いずれも明らかでないときはその旨とする。）及び当該ハンセン病元患者が死亡している場合にあっては死亡年月日

三　請求に係るハンセン病元患者が入所していた法第二条第一項第一号に規定する国内ハンセン病療養所又は同項第三号に規定する国外ハンセン病療養所（次項第三号イにおいて「国内ハンセン病療養所等」という。）で法第十一条第二号の氏名と異なる氏名を用いていた場合にあっては、当該氏名（これが明らかでないときは、その旨）

四　請求に係るハンセン病元患者に関して国が行った金銭の支払であって、次に掲げるものの有無（これが明らかでないときは、その旨）

イ　ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成十三年法律第六十三号）第三条の規定による補償金の支給